独 立 役 員 届 出 書

１．基本情報

会社名	株式会社タカキタ	コード	6325
提出日	2022/6/1	異動（予定）日	2022/6/28
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。		
■ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）			

２．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	沖 恒弘	社外取締役	○										△					有
2	服部　永次	社外取締役	○							△			△					有
3	向井　太志	社外取締役	○										○				新任	有
4																		
5																		

３．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
1	沖恒弘氏は、有限責任あずさ監査法人のパートナーでありましたが2015年５月に退任し、以後個人事務所を運営していますが、当社及び同法人との取引関係は一切ありません。また、当社は有限責任あずさ監査法人を会計監査人として選任しており、取引関係があります。	沖恒弘氏は、公認会計士としての専門的な知識と豊富な経験を有しており、監査等委員でない取締役の業務執行について、より客観的視点での監査・監督、ならびに当社の経営意思決定の健全性・適正性の確保と透明性の向上に資すると判断したため、選任しております。また、同氏は経営陣との間で特別な利害関係を有しておらず、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たし、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断されるため、独立役員として指定しております。
2	服部永次氏は、当社の主要な借入先であります株式会社南都銀行の取締役を1998年６月から2002年６月まで務めておりました。当社は同氏が同行の取締役を退任して18年以上経過していることから、同氏の独立性に影響を及ぼすおそれはないものと判断しております。なお、当社の本届出直近事業年度末時点における同行からの借入額は30百万円であります。また、同氏は2004年以降はっとり社会保険労務士事務所を運営しております。2020年６月29日の就任まで、当社は、はっとり社会保険労務士事務所から、顧問契約等に基づき専門的な助言を受けておりましたが、同事務所が当社から収受していた対価の合計額は、当社の独立性基準でいう多額には該当せず、充分に独立性を有していると判断しております。また、2020年６月29日の就任以降、同事務所は当社から対価を収受しておりません。	服部永次氏は、長年従事した金融機関で培った財務および会計に関する知見と社会保険労務士としての専門的な知識と豊富な経験を有しており、経営陣から独立した客観的な立場と、特に労務管理について専門的な観点から業務執行やガバナンス体制に対する監査・監督、ならびに当社の経営意思決定の健全性・適正性の確保と透明性の向上に資すると判断し、選任しております。また、同氏は経営陣との間で特別な利害関係を有しておらず、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たし、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断されるため、独立役員として指定しております。
3	向井太志氏は、高階＆パートナーズ法律事務所のパートナー弁護士であり、当社は同事務所から、2021年６月30日まで顧問契約等に基づき専門的な助言を受けておりましたが、同事務所が当社から収受していた対価の合計額は、当社の独立性基準でいう多額には該当せず、充分に独立性を有していると判断しております。また。2021年６月30日以降、同事務所は当社から対価を収受しておりません。	向井太志氏は、弁護士として企業法務に精通し専門的な知識と豊富な経験を有しております。弁護士の長年の経験や見識を活かし、経営陣から独立した客観的な立場と、特に法務についての専門的な観点から、当社の経営の意思決定に対する適法性およびガバナンス体制の監査・監督、ならびに透明性の向上に資すると判断し、当社の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。また、同氏は経営陣との間で特別な利害関係を有しておらず、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たし、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されるため、独立役員として指定しております。
4		
5		

４．補足説明

※１　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※２　役員の属性についてのチェック項目
　a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
　b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
　f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※３　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※４　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※５　独立役員の選任理由を記載してください。